

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

<p>路 線 名</p>	<p>朝霞蕨線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>朝霞市根岸台二丁目六一番五地先から 同市根岸台二丁目三番六地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年二月十二日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十一年一月 十一日埼玉県朝霞 県土整備事務所長 告示第一号で告示し た道路予定区域の供 用開始である。 延長八〇・七二メー トル</p>